

答案の書き方



- ✓ 特殊な手段をとる必要がある場合には、なぜその手段をとる必要があるのかを説明
 - まずは通常の特許出願することによる不都合を考える
 - その上で、その不都合を開拓するための手段を明示する

第2問

✓ H30/11/1：発明イを国内の学会で公表

✓ H31/4/1：特許出願予定

■ 通常の特許出願

- 出願前に発明イを国内の学会で公表

- 「特許出願前に日本国内……において公然知られた発明」

- 新規性違反の拒絶理由（29条1項1号）あり

■ 新規性喪失の例外の規定（30条2項・3項）の適用を主張して出願

- 「特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第29条第1項各号のいずれかに該当するに至つた発明」

- 「その該当するに至つた日から1年以内にその者がした特許出願」

- 「その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出」

- 「前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面……を特許出願の日から30日以内に特許庁長官に提出

■ 出願日から3年以内に出願審査請求（48条の3第1項）

■ 特許査定謄本送達日から30日以内に1～3年分の特許料納付（108条1項）